

2019年度 電機・電子4団体欧州化学品規制WG 活動報告書	
主査 副主査 副主査 構成 傘下 Ad-hoc	富士通株式会社 株式会社村田製作所／電子部品代表 株式会社リコー／事務機代表 企業46社＋関係委員会代表＋4団体事務局) RoHS Ad-hoc (禁止物質追加、および指令全体見直し検討等の対応) RoHS 適用除外 Ad-hoc (電子部品・合金・ランプ (適用除外延長申請に特化した活動))
開催日 原則第3木曜日 15:15-17:15 11回/年 (予定) (Ad-hoc ミーティングは、適宜開催)	4/18                      11/21 5/23                      12/19 6/20                      1/16 7/16                      2/20 9/19                      3/27 10/17                      全11回 (8月は休会)
活動報告概要	<p>在欧日系ビジネス協議会 (JBCE) ならびに国内外関係団体等と連携し、次の活動を行った。</p> <p><b>【RoHS 指令対応】</b></p> <p>①RoHS 全体見直しについて RoHS 全体の見直し (次期改正における懸念事項や望ましい姿の検討) に関わる Public Consultation on the RoHS Evaluation について、電機電子業界の意見を盛り込んだ回答を実施した。</p> <p>②物質追加について 今回の RoHS 物質制限の候補となる物質について Oeko 研究所から最優先で検討されていた 7 物質についてのドシエが公開され、内容の検討を行い、事務局から電機電子業界の意見を提出した。</p> <p>③除外更新関連について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子部品、合金、ランプについてはアドホックを立ち上げ、個別に検討を実施。特に、電子部品アドホックは、日本のアドホックが申請書の技術文書作成を主導し、フランクフルトで F2F 会議(7/4-5)を行い、方針と日本のアドホックで作成した技術文書案に対する整合を行った。それ以外についても戦略渉外チームで内容を検討し、欧州 SMT からのエンドース依頼に対し、JBCE を通じて電気・電子4団体のエンドースを表明した。【4(f)、6(a)、6(a)-I、6(b)-I、6(b)-II、6(c)、(7(a)、7(c)-I、7(c)-II、8(b)、8(b)-I、13(a)、13(b)、13(b)-(I)、13(b)-(II) &amp; 13(b)-(III)、15、15(a)、34】</li> <li>・ UmbrellaProject 作成の REACH と RoHS の関係を整理した文書案について、電機・電子4団体もエンドースを表明した。</li> <li>・ RoHS 指令 Annex III 適用除外用途カテゴリ 11 延長申請判断の為の追</li> </ul>

	<p>加調査を実施し、対応検討スタートした。</p> <p>④業界意見交換 JBCE（在欧日系ビジネス協議会）事務局及び Mr. Lars Brückner（JBCE Vice-Chairman）との意見交換会を実施した。</p> <p><b>【REACH 規則対応】</b></p> <p>① REACH チームを結成し、グループごとに情報収集を実施</p> <p>② 業界意見のインプット</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉛の制限に関するコンサルテーションについて ECHA からの「REACH の認可と制限が代替活動に及ぼす影響」についての調査依頼に対し、WEB およびメール添付にて回答を実施した。</li> <li>・廃棄物枠組指令に基づく ECHA 成形品中の SVHC DB について、JBCE 経由で DE と JBCE に提出したのち、パブコメでも業界の意見を回答した。</li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・EU 持続可能な電池に関するパブリックコンサルテーションについて EU 持続可能な電池に関する Better Regulation の意見募集について、4 団体エコデザイン WG（事務局：JEMA）と回答案を検討し、EU に提出した。</li> </ul>
幹事事務局	一般社団法人電子情報技術産業協会